



平成18年5月31日

各 位

東京都千代田区平河町一丁目4番12号
株式会社ベルパーク
代表取締役社長 西川 猛
(JASDAQコード番号: 9441)
問合せ先
執行役員管理本部長 石川 洋
TEL 03-3288-5211

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成18年5月31日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備として、以下の措置をとる。
 - (1) コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する(現在3名)。
 - (2) コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに(現在3名)、監査役の監査環境の整備を図る。
 - (3) 重要な業務執行については、取締役会に引き続き付議又は報告するものとする。
 - (4) 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
 - (5) 倫理規程及びコンプライアンス規程を新たに制定し、当社役員及び従業員に遵守を徹底する。
 - (6) 現存のリスク管理委員会を「コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会」に改組し、社外弁護士を委員に任命する。
 - (7) 各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関する施策の実施、相談ラインの確保等に努める。
 - (8) 現行の「内部監査規程」を一部改正し、法令遵守の観点から業務監査を行うことを明確にする。
 - (9) 業務執行部門から独立した部門であるリスク管理室による内部監査を引き続き実施する。
 - (10) 各取締役が法令に違反する事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
 - (11) 必要に応じて、役員及び従業員に対する研修を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、以下の措置をとる。
 - (1) 現行の文書管理規程を一部改正し、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料と共に同規程に定める期間保存・管理する。

- ① 株主総会議事録 永久保存
- ② 取締役会議事録 10年間保存
- ③ 幹部会議事録 10年間保存
- ④ 計算書類 10年間保存
- ⑤ 稟議書 10年間保存

(2) 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を同規程により定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制整備のため、以下の措置をとる。

- (1) 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する（現在3名）。
- (2) 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに（現在3名）、監査役の監査環境の整備を図る。
- (3) 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
- (4) 倫理規程を新たに制定し、当社役員及び従業員に遵守を徹底する。
- (5) 現存のリスク管理委員会（「コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会」に改組予定）の委員に社外弁護士を任命する。
- (6) 業務執行部門から独立した部門であるリスク管理室による内部監査を引き続き実施する。
- (7) 各取締役が会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
- (8) 必要に応じて役員及び従業員に対する研修を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制整備のため、現行の職務分掌規程及び職務権限規程を適宜見直し、改正する。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備として、以下の措置をとる。

- (1) 内部監査規程を一部改正し、当社子会社を監査対象に含めることを明確にする。
- (2) 当社による監査を受け入れる旨決議した子会社に対し、内部監査規程及び関係会社管理規程に定める手続きに従って、監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会において監査役との意見交換を行い、必要に応じ、使用人を配置する。

7. 上記使用人については、取締役からの独立を確保するため、監査役の指揮命令に服すものとし、その職務執行に関連して、人事評価、異動、懲戒等において不利益な扱いがなされないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制整備として、以下の措置をとる。

- (1) 内部監査にあたっては、リスク管理室長による「年間内部監査計画書」を作成し、監査役会の承認を得ることとする。

(2) 監査役が業務執行に関する事実の報告を求めたときは、各取締役は、取締役会において自ら報告し、または従業員に報告させなければならないものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会社から独立した社外監査役を引き続き選任する（現在3名）。

以 上